

小規模漁協による学校給食食材供給と食育支援の取り組み —天塩地区の事例に基づくその意義と成立条件の検討—

共生農業資源経済学講座 水産経営経済学分野
山本 龍太

【背景と課題】

2005年に「食育基本法」が制定されたことを背景として、水産分野でも学校給食への地場水産物供給等、様々な食育に関する取り組みが行われている。先行研究を整理すると、効果的な食育のためには地場産物の供給などの「食材供給の取組」と、生産者による出前授業などの「食育支援の取組」が一体となった活動が必要とされていることが分かる。しかし、水産分野においてはそのような取り組みの事例はごく少数であり、そのためその意義や成立条件について、事例に基づいた実証的な検証はほとんどされていない。そこで本論文の課題は、小規模漁協が学校給食食材供給と食育支援を継続的に行っている天塩町の事例に着目して、このような取組の成立条件を明らかにし、今後の水産分野の食育活動における本事例の意義を考察することとした。

【方法】

本事例の事業主体である北るもい漁協天塩支部のほか、この取組を支援している天塩町役場、事業の発案者であるNPO法人、食育支援の対象となった天塩町内の小中学校および東京都内の小学校の関係者などへの聞き取り調査と児童へのアンケート調査を行った。またその結果から取組を行うにあたっての需要側の要素と供給側の経済的な条件(原料コスト、加工コスト、流通コスト等)を分析することで、本事例の形成過程と各主体の対応・評価を明らかにし、その成立条件と意義を考察した。

【結果と考察】

まず本事例においてもたらされたメリットを、産地側と学校側に分けて次のように整理できた。すなわち、産地側では①未利用魚の給食商品化による魚価の上昇、②漁協自営加工場の年間操業の実現と雇用の創出、③対象学校関係者との交流拡大と地域内の交流の増加・活性化、である。そして学校側では①食材供給と出前授業による食育の相乗効果、②教職員の食育への意識向上、である。

また成立条件について考えると、産地側については①給食需要に対応出来る原魚の存在、②給食商品に対応しうる漁協の加工体制、③生産者の食育活動への理解、が考えられる。そして学校側については①自校方式の調理場(小規模産地が対応できる適度な発注量)、②給食関係者(特に栄養士)の食育への意識、が考えられた。さらに上記の条件に加え、産地側と学校側の情報仲介および出前授業のサポートを担ったNPO法人の存在が非常に重要であると考えられる。

本事例の今後の水産分野の食育活動における意義は、「生産現場」と「教室」が双方向に繋がったことで、互いにメリットのある食育活動を実現させていたことであり、今後の水産分野における食育活動の発展の一端を示すものであるといえるだろう。成立条件は多岐にわたっているが、天塩町と東京都でなければ満たすことが出来ない条件ではない。しかし本事例に見られたNPO法人のような情報仲介と授業のサポートを担う存在は非常に大きく、より有意義な食育活動を実現させるにはこのような役割を担うことができる組織や人材を育成していく必要があるのではないかと考える。